

日英条約の事実

『もう一人の「明治天皇」箕作奎吾』の248頁、本物黒酒さんは1859年3月のロンドン・ガゼット紙を以下のように抄訳しています。

〈1859年3月3日、バッキンガム宮殿の宮廷にて、枢軸院における卓越した女王陛下より。

(中略) ...いかなる国あるいは女王陛下の領土外の場所においても、女王陛下が現在有しているか今後有することになる権能と管轄権を、これまでに領土の割譲や征服によって得たのと同様で且つ十分な方法で、保持し行使し享受することを、女王陛下にとって合法とする法が施行される。

昨年8月26日に女王陛下と日本の大君のそれぞれの全権公使によって署名された修好通商**講和条約**は合意されて結ばれた。前記の条約の批准書が交わされたら直ちに女王陛下は、日本の大君の領土において権能と管轄権を有するでしょう〉 (『London Gazette』発行番号22236、ページ番号989、抄訳)

日英修好通商条約は実は日英修好通商講和条約だったのです。当時の翻訳者が敢えて誤訳していたと本物黒酒さんは明かされています。

そして

「この発表を素直に受け取ると、**日本は修好通商講和条約の批准後直ちに、割譲や征服されたのと同様に女王陛下の配下になってしまう**と言っているようです。管轄権だけなら、治外法権や領事裁判権のことかと思うのですが、日本における権能まで所有されてしまうとなると、だいぶ意味が違ってきます。」と記されています。

この批准書が交わされたのは1859年7月11日です。